

第 11 回（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会 議事録

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時 | 令和 5 年 10 月 27 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分 |
| 場所 | 磐田市総合健康福祉会館 i プラザ 2 階 ふれあい交流室 |
| 出席状況 | <p>委員</p> <p>日詰 一幸（静岡大学学長）</p> <p>深田 研典（磐田市自治会連合会会長）</p> <p>大澤 房男（磐田市自治会連合会副会長）</p> <p>青野 博美（豊岡中央地域づくり協議会会長）</p> <p>三輪 邦子（NPO 法人磐田まちづくりネットワーク代表理事）</p> <p>村田 建三（NPO 法人いきいき・いわた理事長）</p> <p>長谷川 トキ（磐田市社会福祉協議会会長）</p> <p>阿部 俊典（公募委員）</p> <p>飯田 佳一（公募委員）</p> <p>両角 真利（磐田市長野交流センター センター長）</p> <p>事務局</p> <p>自治デザイン課：山下課長、三谷課長補佐、山田主査、藤主任、宮崎主事、鈴木主事</p> |
| 傍聴者 | 1 人 |
| 議事内容 | <p>(1) いわたまちづくりワークショップの振返りと条例案について</p> <p>(2) パブリックコメントの実施について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて</p> |
| 録音の有無 | 有 |
| 発言者の記録 | 要点記録 |
| 会議記録 | <p>(事務局)</p> <p>定刻になりましたので、第 11 回(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会を開催いたします。開会にあたり、日詰委員長からご挨拶いただきます。</p> <p>(委員長)</p> <p>皆様おはようございます。大変お忙しい時間、お集まりいただきましてありがとうございます。今日で 11 回目ということになりますが、これまで、7 月に 2 回、9 月に 1 回、まちづくりワークショップを開催させていただきました。委員の皆様も、様々な形でご参加をいただきまして、本当にありがとうございます</p> |

ました。昨年も3回ありまして、今年も3回ということなのですが、昨年はワークショップが磐田市では初めての取組ということもありまして、ワークショップはどのようなものなのかということをお皆さんに、体験していただいたかと思っておりますが、去年の経験をもとにしまして、今年はまだ少し本来の目的である、条例というところに一歩踏み込んで、ワークショップをしていただきました。そこでご議論いただいたことを、今日は、条例の解説書の中にまとめられておりますが、いずれにしても今日は条例の解説書の中身について、事務局でまとめていただいたものを中心にしながら、その内容に関して、不足していること、あるいはここを変えたほうがいいのかという見直しを、皆さんと一緒にしていきたいと考えております。加えて条例の中で前文と言われるようなものがあるのですが、その思いを私も事前に教えていただきましたが、ワークショップを通じてその思いが、この前文の中に盛り込まれているのではないかと思います。その辺りをもう一度皆さんと確認をしていただき、あわせて、条例の名前は投票で決められたということでしたが、もう一度皆さんと一緒に確認をしていただきながら、今日はその辺りを決めていきたいと思っております。それから、市民の皆様からのご意見を伺うパブコメというものがありますが、そのことについても今日は皆さんと一緒に、周知について考えていきたいと思っております。まだお2人の委員がお越しではございませんが、時間もありますので、このまま進めさせていただきたいと思っております。

それでは今日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。会議に入る前に、定足数の報告をいたします。委員12名中10名の出席をいただいておりますので、(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会要綱第5条第2項に定める定員数の半数以上を満たしておりますことをご報告申し上げます。また、本日の会議傍聴者は1名おりますので、あわせてご報告いたします。なお、本日は、原口ファシリテーターにもご出席いただいておりますので、お伝えいたします。それでは、ここからの議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは本日の議事を、私が進めていきたいと思っております。今日は議事3件ということで、ひとつ目が、いわたまちづくりワークショップの振り返りと、条例案についてということでございます。それではこの内容につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

(事務局)

説明をさせていただきます。本年度のいわたまちづくりワークショップにつきましては、7月1日、7月22日、9月2日に予定どおり、市民活動センターと共催して、原口ファシリテーターのご協力のもと、参加者からは大変貴重な意見をいただいて、終えることが出来ました。委員の皆様におかれましても、

都合のつく中で、会場までお越しいただきまして、参加者の声を直接聞いてくださり、誠にありがとうございました。ワークショップの報告書につきましては、皆さんのほうに事前にお送りしたのようになりますが、あわせてお送りした条例解説書の案も含めて、お手元がない方は教えていただけますでしょうか。それをご確認いただきながら説明を聞いていただきたいと思います。

それでは昨年度のワークショップにつきましては、ワークショップ、対話の場がどのようなものであるか、例えば、自分だけの目線から、ほかの方の声を聞いて考えることや、参加することが、まちづくりの第一歩であることを知ること、また、一緒にやれることや自分たちがやれることを考えることなどを通じて、まずは対話や協働、市民自治について知ってもらうことが出来ましたが、残念ながら、そこまでに留まってしまいましたので、より具体的な意見を求めるような対話までには至りませんでした。このことを踏まえまして、本年度も3回のワークショップを開催してきたわけですが、第1回目は、条例って何だろうをテーマに、条例を知ってもらうことと、対話の方向性を共有することを目標に、初めに、磐田市長から、磐田市が求める対話の場について情報提供をし、条例に関する感想と質問について話し合いをしていただきました。対話の中からは、条例の感想として、市が変わろうとしていることが伝わってきたとか、助け合いは大切、市民活動団体の出番が書いてありうれしい、協働のまちづくりではなく、市民自治、市民主体によるまちづくりのほうに分かりやすいとか、条例の前文に思いを入れていきたいなどの感想が聞かれ、条例の質問には、主体的に取り組むとは、事業者は協力できるのか、基本委員会の在り方は、などの声がありました。

第2回目のワークショップにつきましては、市民の役割、市の役割って何だろうということテーマに、それぞれの役割を再認識することや、市民自治を認識することを目標に、市民活動センターのセンター長であります、三輪委員と市民ファシリテーターを代表して、杉本ファシリテーターから、磐田市の人材育成について情報提供をしていただきながら、市民の役割や市の役割、それから条例の前文について話し合いをしていただきました。その対話の中からは、市民の役割として、人任せにしない、行政任せにしない、磐田市をポジティブにとらえる、子どもに磐田市のよいところを伝えるなどの意見があって、市の役割については、対話の場づくりとか、情報発信の工夫などの御意見がありました。条例の前文については、多様性を受入れて、持続可能なまち、一人ひとりが主役になれる磐田市、市民が主役、自然、文化、歴史、スポーツなどを入れたらどうかとのご意見があり、これについては投票を行ったところです。

第3回目のワークショップにつきましては、誰もが参加できる仕組みって何だろうをテーマに、これからの磐田市を共有して、まちづくりへの思いをまとめることを目標に、自治デザイン課から、小規模多機能自治の取組について情報提供をして、条例の名称、それから条例を広げるための方法、基本委員会の構成について話し合いを行っていただきました。その中から上がった条例の名称

につきましては、皆さんに投票してもらって、上位から「未来へ続け、磐田まちづくり条例」、「磐田市みんなが主役のまちづくり条例」、「みんなの磐田まちづくりの約束」、「自分のまち磐田づくり条例」、「磐田市がんばるっぺいまちづくり基本条例」、「磐田市全員参加のまちづくり始まり条例」、「磐田市みんなのまちづくり条例」の順となりました。また、条例を広げるために、パブコメを有効にするためにどうしたらよいかということも話し合っただき、これについては、広報いわた、説明会、SNS、自治会回覧のほか、NPO団体への周知、市議会議員が後援者に知らせるなどの声が聞かれました。基本委員会を有効なものにするためには、委員は、公募、市民ファシリテーター、学生、小学校、中学校、高校、大学、専門学校、障害のある方、外国人の方、スポーツ選手などを加える、また、会議の手段としては、ZOOMを利用するかLINEビデオ、それからテーマごとの対話、小学生ワークショップなどの声が聞かれました。

以上、この3回のワークショップでの意見を参考に、条例案の解説書に見え消しで赤い文字で手を加えたものを、皆さんに事前に送らせていただきました。確認の意味を込めまして、今回この条例改正に向けたこれまでの流れを、もう一度確認をさせていただきますので、お手元の次第、資料は4ページ目をご覧ください。現行の磐田市協働のまちづくり推進条例は、平成21年に施行された条例になります。平成17年度に磐田市が5市町村の合併をして、まちづくりの拠点となる公民館の役割が、旧の5市町村単位で統一されていないことですか、行政サービスを付加させるなどの多様な活用も含めて、市議会の一般質問などでも多く取り上げられるようになるなど、公民館の在り方について、課題の認識がされるようになってきました。また、平成19年度に策定された総合計画の基本理念にも、協働のまちづくりによる自治の実現というものを掲げて、それを受けて、公民館を所管する教育委員会の担当課を市長部局に移管して、この条例が制定されたという流れになります。しかしながら、この条例は、その自治というよりも、当時はNPOを強く意識したような条例でもあったため、公民館の所管課を、市長部局に移管しただけでは、すぐには公民館の在り方ですとか地域の在り方が表立って議論されるということはありませんでした。公民館が市長部局に移管された一方で、合併後に、地区自治会活動の推進ですとか、地区社協の設立などに努めてこられた、自治会連合会と社会福祉協議会から、平成21年度に、地区活動拠点施設の整備要望書というものが市に提出されました。当時はリーマンショックの直後でもあったものですから、建物を建設するほどの財政的な余裕もないことから、既存施設の目的替え、看板の掛け替えだけで対応して、コミュニティセンターというものを設置しましたが、地域には、同じような機能を有する公民館とコミュニティセンターが2つ出来てしまい、結果的に市民にはより分かりにくくなってしまったということがございました。この課題を整理していくために、平成25年度に自治会連合会や市社協、それから地区社協の代表者、社会教育委員などが中心

となりまして、新たな地区活動拠点の意見交換会というものを開催して、新たな地区活動拠点の再構築と、それから新たな地域づくり検討という2つの意見がまとめられました。そして、地域には、平成27年度から交流センターがオープンすることとなりました。また、交流センターを地域活動の拠点とする地域づくり協議会が、同じく27年度から29年度にかけて設立がされてまいりました。資料の4ページにも、条例を改正する理由や目的がございますが、これからのまちづくりには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加することですとか、まちづくりに関わる人材の確保と育成が求められて、また現行の条例が制定されて以降、現在に至るまでには、地域には交流センターが設置されて、地域づくり協議会を中心としたまちづくりが始まりました。これらのことを踏まえた条例改正を行う必要が生じたことが、条例を改正する一つの目的であったかと思っております。

令和元年度の3月に、市役所職員による、最初の庁内の検討会が開催されて以降、4回の検討を重ねた後に、第1回の本委員会が、令和2年の8月に開催されました。条例案がおおむねまとまった令和3年度のときに、今の市長に交代し、この2年間は市民自治の位置づけ、意識づけですとか、対話を重ねることに時間をかけて、本日に至るということになります。

それでは条例解説書の案をご用意ください。条例案の条文そのものの表現というものは、例規のルールもございますので、どうしてもかたくなりがちで、こればかりは仕方がないところということもあります。ただ、これまでの委員会において検討を重ねてきた条例案でもありますので、事務局では、これについては大きな修正はございませんが、今回のワークショップのご意見を受けて、反映出来そうなところについては、赤い文字で見え消しをさせていただいております。表紙には、条例の名称について、上位5位までを記載してあります。また、昨年度は、磐田市議会の総務委員会が、地域コミュニティについて所管事務調査というものをしてくださっておりまして、表紙に記載のような、地域コミュニティの推進に関する提言というものをいただいております。それから次に5ページ、条例の前文には、少しネガティブな表現が含まれていたものですから、ワークショップのご意見を参考にして、前向きな表現に変えさせていただいてございます。それから7ページの市民自治によるまちづくりの取組事例については、中学生以上全住民アンケートを加えさせていただいて、9ページのイメージ図には、本条例案において、役割が定義されている、市、市民、地域づくり協議会、自治会、市民活動団体、事業者の6つに絞って、連携協力を表現してございます。11ページの、第3条第3号の解説におきましては、対話についてここで触れて、12ページの第4条第3項には、市の責務として、市民等の参加機会や、市民同士の対話の場を積極的に提供するという表現を加えさせていただきました。それから14ページの、地域づくり協議会の役割には、市議会の総務委員会から提言があった地域づくり協議会の活動拠点として加えるつもりで赤書きしてあるのですが、8ページの第2条の定義、第

4号、地域づくり協議会の定義の前段に、交流センターを活動拠点として、おおむね小学校区または中学校区の地域で活動する団体及び法人で構成されている住民組織をいうという形に変えさせていただきたいと思っております。それから16ページには、地域づくり協議会の一覧というものがどこにも載ってなかったものですからここに一覧を記載させていただきました。25ページの、人材の確保と育成につきましては、26ページに、各市民ファシリテーター養成講座についての説明を新たに加えました。この2年間につきましては、いわたまちづくりワークショップという対話の場づくりだけではなく、この対話の場を円滑にする市民ファシリテーターの養成にも力を入れて、現在は、その養成講座を受講した有志のメンバーがさらなる学びと経験を重ねておられまして、今後は地域づくりの場などにおいても活躍されることが期待されます。27ページの委員会の設置につきましては、委員の例として、ワークショップの意見をこちらに掲載してございます。ワークショップの意見の中には学生を加えるとか、市の人口の約6%を占めている外国籍の方を加えるとか、スポーツ選手を加えるなど、なるほどと思うような意見が、多々ございまして、これはぜひ積極的に取り入れていきたいと感じているところです。最後の29ページの絵になりますが、ワークショップの参加者に高校生の女の子がいたのですが、この子が、3回目のワークの発表のときに、この絵を持ちながら、磐田市のまちづくりを表現すると、このようなイメージですと発表してくれましたので、ここに記載させていただきました。以上、長くなりましたが、ワークショップを振り返りながら、パブリックコメントをいただくための条例案をまとめていただければと思いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(委員長)

ありがとうございました。ただいま事務局から、ご説明いただきました、今年に入ってから3回のワークショップの中で、既にある協働のまちづくり推進条例、これは平成21年4月に施行されたということでございますが、その後大きく磐田市のまちづくりの仕組みが変わってきたということもありまして、結局それに対応するような条例を修正していかなければいけないということで、今回、皆様と一緒に改正をする内容をご検討いただいているということになります。全部で13条の構成ということになっているのですが、赤字の見え消しで、新たに書き加えられた部分、それから修正がかかる部分について、記されておりますので、今日はそんなに長い時間はとれませんが、この条例案を検討させていただきたいと思っております。そして今日のこの議事が終わりましたら、この条例案をもとにしまして、パブリックコメントを市民の皆様からいただくという、そういう流れになりますのでご承知おきいただければと思います。この原案がまだ、皆様の目から見て、こういったことがまだ反映し切れていないのではないかと様々なご意見やご感想もあるかと思っておりますので、まずはその辺りも含めまして、この条例案の検討をしていきたいと思っております。

ひ皆様から、様々なご意見をいただければと思います。またファシリテーターをお努めいただきました原口さんがいらっしゃいますので、あわせてご発言いただければと思います。

それではいかがでしょうか。どんなところからでも結構でございますので、ご発言いただければと思います。

(委員)

以前いただいたものと、今回のものと比較しながら、見させていただきました。立場もありますので、交流センターの現状とあわせて、照らし合わせた部分で、どうなのかと思ったことを、3点ほど言わせてください。

まず1点ですが、5ページになります。5ページのところで、今、事務局からの説明にもありました、いいところを前面に打ち出した、解説のほうにシフトしていったということですが、やはり人口の減少や高齢者世帯の増加とかという部分も入れておいたほうが、この条例がいかに今大事なのかということが、皆様に伝わるのではないかと思います。また、その解説文の中で、二重定義になっているような箇所がありましたので、提案させてください。交流センターを活動の拠点として書かれている後の地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきたというところと、そのためには、まちづくりに携わる人の負担軽減を図りというところで、負担軽減という言葉が出てきているので、少しすっきりしないなど、読んでいて思いました。さらなる負担軽減を図るとか、より負担軽減を図っていかなくてはいけないというような言葉が必要なのではないかと思います。

13 ページのところなのですが、解説の3番に、まず身近な行政窓口である交流センターと書いてあるのですが、ここの一文を見てしまいますと、住民票がとれるのか、農地転用届を出してもいいのかと、その辺までの、行政窓口のように感じてしまうので、もしもこの表現を、協議会の事務局である交流センターへという言葉に変えていただくと、まちづくりの拠点としての協議会の事務局というところに、まずは相談してみてもというような、もう少し分かりやすい表現になるのではないかと思います。

最後の1点は、大きな観点になってしまいますが、9ページのイメージ図ですが、前回、示していただいたものもこうなっていました。条文の中身を見ていくと地域づくり協議会というのは、自治会の中に入り、市民団体もその中に入りやっていくというところが地域づくり協議会だよという条文の解釈ができますが、この図を見ると、地域づくり協議会、自治会、市民団体と分かれているところが個人的に違和感を覚えます。協働の場自体が、地域づくり協議会でいいという解釈ですが、それが個人的に間違っていれば、またご指摘お願いしたいと思います。この図でいくと、例えば5ページには、複数の自治会や市民協働団体が構成する協議会、地域づくり協議会という文面がありますが、ここだと、一つひとつずつばらばらになってしまっているということと、市民活動団体の中に社協も入るので、社協はまだどこかで言葉を残してお

いたほうが良いと思うのですが、うまく言えないのですが、地域づくり協議会が単体であって、自治会の団体であって、市民活動団体の団体であると、では協働とは何だろうと、個人的に思っています。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。前文に人口減少や高齢者世帯の増加等々の文言を入れたほうが良いのではないかとということ、それと負担軽減の表現が二重定義になっているのではないかとということ、それから13ページの身近な行政窓口というところ、本当にそうですよね。これ全部、何か行政の出先機関みたいな形に読めてしまうので、協議会の窓口であるにしたらどうかということと、9ページの図の書き方が少ししっくりこないということなのですが、何かありますか。

(事務局)

ありがとうございます。5ページのところにつきましてはバランスを見たいと思うのと、さらなる負担軽減を図るということもおっしゃるとおりだと思いますので、そこは書き加えるとよろしいかと思って聞きました。それと、13ページについては、センター長ならではのご発言と思うのですが、確かに、協議会の事務局を務めるセンターは、その表現のほうがしっくりくと聞いていますし、また9ページの図につきましては、将来的には協議会を中心とした、まちづくりを進めていきたいという思いを持っているのですが、現状で言いますと、やはり自治会もそれぞれに機能しているものですから、ここはあくまでも定義の中の6項目ということに絞らせてもらって、この図を表現させてもらった、現時点での形であると思っております。その辺は皆さんのご意見をいただければと思っております。以上です。

(委員長)

9ページのこの図について、事務局のお考えがありましたけど、皆さんいかがですか。それでもしっくりいかないようであれば、ご意見をいただいて結構だと思います。

(委員)

現時点であるというお話でしたけど、いずれその方向に行くのであれば、そこを示すというのも手なのかと思います。

(委員)

委員のご意見もよく分かるのですが、今のところやはり自治会があつての地域づくり協議会という柱の部分は、まだあるのではないかと思いますし、地域づくり協議会の活動が活性化していければ、自治会も地域づくり協議会のひとつの団体みたいなところに位置づけられるところは分かります。市民活動団体ですが、実は市全域あるいは市内市外の方々と一緒に活動している部分もありますので、そこ地域づくり協議会との協働の部分をどのように開拓していくかということは大きな課題だと思います。ですから、市民活動団体というと、市民活動センターに登録している団体だけが、市民活動団体ではなくて、市、

地域づくり協議会の中でもまだ認められてないような小さなグループもそうですし、小さな団体もそうですし、法人を持っているところもそうですし、社協の中のボラ連もそうです、老人クラブなども、地域では地域の老人クラブでも、磐田市全体を考えると、市全体の老人クラブの活動もあるというような考え方をしたほうがいいのではないかと私は思います。ですから、市民活動団体を支援する立場とすると、これからたくさんの様々な団体も生まれて、特に若い人たちが様々な課題に気づき始めているので、様々なグループもでき上がってくると思いますので、その方々と、地域の方々とどうやってコラボ出来る様々なことが、さらに活性化していくかというのがこれからの方向性のための協働の条例ではないかと私は考えています。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。他に何かありますか。

(委員)

ご意見を聞きながら、考えていたのですが、この図の中の市民活動団体という文言のところなのですが、聞いていると、地域活動団体というイメージが強いのかと。例えば、袋井の方が、一緒に活動されているという場合もあるでしょうし、というところで、地域活動団体という表現はどうかと少し思いました。

それと、13 ページの身近な行政窓口であるというところですが、その前文のところ、困り事を相談するのが大切だとありますので、まず、身近な相談窓口である交流センターという表記のほうが、これを市民が読んだときには分かりやすいのではないかと。センターの立場とか行政の立場とかいろいろあるかと思うのですが、これを市民に広めて理解してもらおうという意味では、私は相談窓口のほうがじっくりくるのではないかと感じております。

それと、6 ページ、第1条のところですが、事業者の役割並びに相互の関係を明らかにして市民自治によるとまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与することを目的とするとなっているのですが、これ深読みしてしまうとそれぞれがまちづくりの推進をやっていくよというように読めるので、例えば市民自治によるまちづくりの推進を図り、互いに協力連携をもって、より良い地域社会の実現というような、各事業者というか団体同士も、連携協力していきましょと、内容が分かるような表現であれば、市民にも分かると感じましたので、以上ご意見としてあげさせていただきます。

(委員長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。聞きながらそうだなと思いました。今の意見を参考にして、その辺を反映出来たらと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

9ページの部分ですが、地域づくり協議会と自治会ですが、地域づくり協議会の中に自治会が入っている協議会、それと並列してある地区があります。基本的にこれは輪で連携してよというイメージだと思うのですが、一緒ではないと思っけていまして、並列して協力し合っけてやっけていくということを考えると、このままでもいいと私は思っけています。

それから13ページ、行政窓口というのは、市や支所は土日休日がお休みななので、自治会長は働っけている方が多いものなので、土日に行っけて相談するということは結構あります。そういう意味では、行政窓口ではなくて、相談窓口でもいいかと思っけています。

(委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

9ページの図の件ですが、このところは、つい自分の地区のことを考えてしまっけてがちですが、市として示すときは、こういうことでもいいかと思っけてのですが、これを地区の地域づくり協議会におろして、それをもとに地域でつくると思っけてるので、そのときにはやはりこの内容は、考えなくてはいけないなと思っけています。例えば、地域づくり協議会と自治会の関係もそうですが、ずっとこれが残っけている地区の場合、残っけていると、どうしても、新しい構想が生まれにくいというようなところもあるので、基本はこれでいいと思っけてのですが、おろすときには、そのことをしっけてかりお伝えする必要があるのではないかと思っけていました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

この図は2次元で表現されているからこうなっけてしまっけているのですが、実態はものすごく立体的ですよね。実際のそれに活動の今後と考えたら、さらに時間軸を入れたら、無数の表現になるわけでしょうから、それを2次元だけで表してしまっけると少し無理があるのではないかと思っけていました。私はNPO法人をやっけていまして、憲法があっけて、法律があっけて、市の条例があるという、そこからあまり逸脱しないようにやるわけですが、私の場合は、心や体に問題が抱えた方を相手にすると、まさに千差万別ですよね。それを一片の言葉で全部あらわしてしまっけるということは実際には無理で、その人それぞれ、本当に目立たない人たちが、幸せになる道を必死で探っけている人たち、その人たちに役立つような活動になっけてくるわけで、そうなると基準がそういうものになり、そこから逸脱したような発想とか行動が必要になっけてくるのかという具合に思っけています。だから、これをつくっけて、縛っけてしまっけるということは、いいのかという具合に思っけています。もっと困っけている人がいるのだから、その人たちが幸せになるように、お互いにサポートしようではないかという雰囲気になっけてほしいと私は思っけています。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

条例の具体的な中身ではないのですが、解説書ということで、住民の皆さんに、中身を知っていただくために、やわらかい表現で書かれているものと思うのですが、磐田市では中学生以上全住民アンケートをやっているように、中学生以上の若い人にも、まちづくりに参加してほしいという思いもあるかと思えます。率直な意見なのですが、中学生がこの文章、解説も含めて、見て、読み込もうと思うかと思いました。例えば中学生、高校生だけではなくて、働いている世代の人が、忙しい中、時間がある中で、手にとって見るかとふと思いました。内容として、どうしてもこのぐらいのボリューム、このぐらいの文章というのは必要にはなると思うのですが、その入り口のところとしてももう少し読んでみようかと思えるような見せ方が、何か出来ないのかということをし少し思いました。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。難しいところがありますが、中学生あるいは高校生、そして若者の目線に立ったときにどうなのかというような、そういう視点も大事だと思いました。ありがとうございます。

(委員)

今の話というのは、この条例はあくまでも基本的な考え方とか、理念の部分ですよね。ですから、今後パブコメが始まり、それから条例が、制定の方向に向かうときに、そのことを今度は考えていく。何か啓発資料みたいなものは、次の段階だと思います。年代に合わせてこの部分の、この辺から理解してもらおうほうが大事かと。その役割は、やはり市民の一人ひとりが活かされるような、気持ちよく活動できるような、磐田市になってほしいという願いがあるので、市民が主役みたいな感覚を持ち続けてほしいと思います。そうすると、中学生に啓発していくときには、どんな方法があるだろうか、市外からの高校生も含めての高校生に啓発するときはどうだろうかというのは、制定した後はどうしていくかという、この委員会の中での話になってくるのではないかと私は考えます。ですから、今の委員の方々が、委員の任期終わりでなく、それぞれの立場のところに戻ったときに、自分たちならばどのように発信していくか、啓発をしていくか、推進していくのかがものすごく大きな意味を持つてくるのではないかと考えています。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。委員がお話しになったことは12条のところですかね。委員会というものが設置されるということになるわけですが、そのときに、市民の皆様もそれは担い手として、小学生も中学生も高校生もいっしょなので、そういう方々に対してどのような対応をしていけばいいのかということをごここで決めていければいいと思います。静岡県の教育長とよく話しま

すが、彼とても探求学習ということを強調しています。その探求ということの中で、様々な県の教育政策を立ち上げようとしていて、その探求の中にこのような類いのものを入れていくということは当然あり得るのではないかと考えていまして、その辺りも、どういう仕掛け方がいいのかということは、おそらく市民の皆様が話し合っ決めていかれるような、そういうことにしたらどうかと思います。まさに今回、27 ページにあるような、ワークショップの意見の中に従来のような、条例策定検討委員会のような形ではなくて、大幅にこれを見直していったほうがいだろうというご意見が市民の中で出ていますので、これはすごくいいことだと思います。ですから、磐田市を支える、様々な方々が、この条例を使って、先ほど委員がおっしゃいましたが、SDG s の理念ではないですが、誰1人取り残されない社会をつかっていくという、そこで幸せを感じられるような社会をつかっていくということを、条例の基本的な精神として置いて、そのためにどうすればこの条例がうまく市民の中に理解されていくのかということを中心にみんなで話し合っ考えて、そして取り組んでいかれたらいいのではないかと気はしています。実はこういう条例の中に、魂を入れ込む作業というのはすごく大事で、そのためにはこういう委員会というのは不可欠です。条例の中には入っているのだけれど、ほとんどのまちは機能してないわけで、これをいかに機能させるかということが、この条例の真価を問われるのではないかと思います。私見を交えてしまいましたが、そんなコメントをさせていただきます。

(委員)

ワークショップに参加した1人として、少し申し上げたいのですが、参加した人たちは、条例案の名前をつくる時なども、本当に一生懸命考えて、わくわくしながらつくってました。投票なども、自分が書いたものがどうかという思いいっぱいでしたので、詳しいことは分かりませんが、条例というものは、やはり形どおりの難しいものでなくてもいいのであれば、やはり、参加した人たちがこの条例を見たときに、自分の気持ちがここにあらわれているというような表現の条例名をつけていただいたらいいのではないかと。ワークショップのときに、上位になるにしたがって、条例名は固くなると誰かが言っていたので、考える余地があるのであれば、思いがこもった条例名にしていきたいと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

委員長のお話から少し考えたのですが、やはりこれは、今回の条例改正、見直しをした条例の解説書ですよね。ですから、今の時点での事例が載っているわけです。この解説書の次が出てくるかもしれない。そこに新しい事例が入ってくるかもしれない。そのようなことを考えていくと、これを手元に置きながら、前の条例に少し触れてみるとか、前後の関係はどうなっているのだろうか

と、様々なとらえ方をするためにもこの解説書はとても大事で、ここからヒントがいっぱいあると思います。活動のヒントというか、立ち上げのヒントも含めてですが。そんなふうに、まちづくりや地域づくりのことを話し合う場としても、もしかしたらテーマがたくさんあるかもしれない。このようなとらえ方でこの解説書を活用していく方向で考えるほうが1番いいのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。それと同時に先ほどのご指摘の中に、ボリュームがあり過ぎてしまって、読む気にならないよというご意見もありますので、ダイジェスト版みたいなものをつくったほうがいいと思いますね。A3 1枚ぐらいで見られるようなものがあるとすごく分かりやすい気がします。それはこれからの仕掛け方だろうと思います。ですから、この解説書の中身について、できれば今日のところは様々な意見が出てきておりますので、その辺りをもう一度、事務局のほうでご検討いただいて、委員の皆様にごフィードバックしていただくような形にしたらいと思うのですが。とてもいい建設的で前向きなご意見がたくさん出てきました。その他にもご意見がもしもあれば出していただくとありがたいです。

(委員)

自治会連合会では、地域づくり協議会連絡会という新しい組織を検討中があります。先ほどお話しされた組織の図をはじめ、様々な課題があると思うのですが、まさしく、そういった課題に取り組んでいます。自治会連合会は自治会長が中心で、地域づくり協議会の会長並びに部会長、そういった方々が、連合会の組織に入っているかということ、入っていないのが現状です。しかしながら、地域づくり協議会は27年に発足をして、活動拠点として交流センターを中心に、大きな活動をしているのが実態です。そのような活動をしている中で、各協議会の方々が、様々な疑問や問題をあげるところがないということで、3から4年前から連合会でも、協議会の上部組織をつくったらどうかという話合いが何回かありました。そうすると、自治会連合会との整合性、また協議会との関わり合いが非常に難しく、まさしく自治会長は、毎年ほとんどの方が交代をして、新しい方が4月からスタートし、そのような中で協議会の役員、会長含めて部会長、この方々は5から6年前からやっている方が多く、活動は協議会だが、自治会長は毎年変わるという複雑な組織になっていまして、先ほど申しましたように、協議会連絡会をつくらうとしている矢先ですが、具体的に来年の4月からのスタートを目標にして、話合いをしながら、一つひとつ照会をしながら進めているのですが、やはり様々な課題がたくさんあります。先ほど言われたこの組織図には、様々な意見が出てくることと同じように、先ほど委員が言われたように、自治会活動を主体でやっている地域もあれば、協議会活動を主体でやっている地域もある。それが現状です。まだこの先、改革案なども出ると思います。この解説書は完成品ではなくて、協議会連絡会が、この先ど

のように進むか、また、市民が見たときに、協議会と自治会は何が違うのかという疑問が出るものですから、その辺がはっきりとした明確な分かりやすい組織になるようにしていきたい。そのためには、解説書の内容も委員の方々のレベルではなくて、それこそ、お年寄り、また、子育て世代、それから中学生などの学生、そのような方が見て、分かりやすいか、理解できるような内容にしていけないと、どこかでつまづいてしまったり、また混乱したりする可能性があるものですから、しっかり、そしてスピード感を持って検討を進めている状況であります。今日の話合いを受け止めて、進めていきたいと思っております。決してこれが悪い、あれが悪いのではなくて、まだまだ出口が分からない状況が現実でございます。しかしながら、スタートした事業は、何とか形をつくりたいと、こちらも一生懸命考えている最中でありますので、何がいいか悪いかということは、はっきり言えませんが様々な課題があるということは、承知しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。委員もおっしゃったのですが、その辺りのことは、この用語の定義というところですよ。要するに条例の中で使われる言葉というのを定義している部分で、8ページには、条例の第2条の4号、5号のところまで地域づくり協議会と自治会、そして、解説は9ページ、10ページのところに、まちづくり協議会と自治会と書かれているわけですが、実はこういったもので、理解されるかどうかということが1番ポイントなのではないかと思っております。ですから、この辺の表現の仕方を、もう一度少し事務局のほうで見直していただけますか。

(事務局)

わかりました。

(委員長)

場合によってはイメージ図がここに出てきてしまって、4号、5号の解説が後ろになっているということが少し何か分かりづらいということもあるかもしれませんし、場合によっては4号、5号のこの表現が、例えば先ほどから出ているように、小中学生あるいは高校生、そういった方々にすっと落ちるような形になっているかどうかと言ったらもう少し確認していただくとありがたいです。そうすると大分変わってくるのではないかという気がします。条例案だけ見ているとなかなか分かりづらいですが、40ページの4号、5号を見ていると、もう少し何か具体性が出てくるのかという気はするのですが。

他にいかがですか。

(委員)

自治会連合会も、地域づくり協議会と自治会連合会の在り方について、協議をしているところではありますが、いずれにしましても、先ほどのこのイメージ図のところもこの6つの枠の中にある団体を、条例の中で定義づけて役割分担されているわけですね。ですから、そういった意味合いでの位置づけという

ことで、それぞれの中身については、先ほど小中学生とか子供たちに分かりやすい、これから将来を担う、まちづくりを担ってくれる若者・子供たちに分かりやすく、親しみやすい条例ということは、やはり普遍的なものが中心になってしまいますので、こういう形になるかとは思いますが、まずは名前に興味を持ってもらうことが第一で、この条例に興味をもつ子供たちがまちづくりに参画していくという意味合いで、必要ではないかと感じました。ワークショップで、ある委員からは、条例は難しすぎる、堅過ぎるという意見が出ていましたよね。たしかに内容を見ると、我々もそうですけど、なかなか理解することが難しいです。やはり入り口、まずは親しみやすい名称というのが大前提かと思いました。やはりこれからの地域づくりには住民主体の住民自治組織が果たす役割というのは非常に大きくなっていく、また、繋がっていく中で、やはり協議会連絡会といった組織は非常に重要になってくるかと思っておりますし、この条例がまさしくその基本であるかと思っております。そういう中で、行政との協働ということも不可欠であります、その要となる地域組織が、やはり地域づくり協議会であり、やはり要になってくるかと思っております。ですから、15ページにありますように、この地域づくり協議会の組織は全てこの形ではないという中で、自治会連合会も、やはり役員の成り手不足とか、活動の担い手不足がありますので、地域活動の主体を地域づくり協議会の各部会へ移行しております。協議会連絡会をつくったうえで、令和6年4月からは、自治会連合会と地域づくり協議会連絡会、このふたつの組織で双方に補完し合って、連携協力していくということが必要になりますので、そういった意味をもってスタートさせようと準備をしております。単位自治会ではもうやり切れなくなってくることは目に見えています。これからはそこに力を入れて、お互いに連携協力してやっていこうとしております。そのような経過の中で、連合会と協議会の話し合いを進めていきますが、18ページにあるとおり、理解と協力という形でこれは進めてまいります。各種事業を地域づくり協議会に移行しているという中で、防犯、防災、福祉がありますが、その中で防災に関しては、昨年と今年と磐田市内でも大規模な災害が発生しました。そのときに、地域づくり協議会が主体となることは難しいです。出来ないと言ってもいいぐらいです。そのときに実体験として感じたことは、自主防災会、やはりこの機能が大きな力を発揮しました。自治会と市との連携には、災害に関する表現が漏れていますので、少し見直していただければと感じました。あれだけの災害を受けることが予測できることではありませんが、いざというときに機能したのが単位自治会を主体とする自主防災会ですので、平時の防災訓練等は協議会が主体となってやっていただくということは当然いいのですが、いざというときのために市との連携を結んでおいていただくほうがいいのかと感じましたので、意見として添えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。他にございますか。5ページの前文を、内容的にこういうことでいいのかどうかの確認をしていただければありがたいと思っています。ワークショップの中で、前文にこういうものを入れたらどうかというご意見を市民の皆様からいただいて、それを反映した形になっているのですが、負担軽減の話ですとか、あるいは、今の社会状況を踏まえた文言を入れたらどうかとか、いくつかあったわけですが、他に何かお気づきの点がありますか。前文のところで、もしこれでよろしいということであれば、今日いただいたご意見を、そこに入れ込む形で、再度修正していただくかと思うのですが、もちろんパブリックコメントで、市民の皆様から当然様々な意見が出てまいりますので、それも加えて、次回最終的なものを皆さんにご検討いただくということになるわけですが、今日のところでもしも何かあれば、お出しただければと思います。

(委員)

繰り返しになってしまうのですが、先ほどの図のところで、市民活動団体と地域活動団体のほうがいいのではないかというご提案をさせてもらったのですが、市民活動団体という言葉は多岐に渡ってくるのですが、例えばこの条文に限らず、市が持っている様々な情報の中で、この言葉で登記されているようなものも、ひょっとしたらあるのではないかと思うので、これを変えてしまうと全部変えなくてはならない話になってしまうのではないかという心配と、何としてもやってほしいところなのですが、その辺無知なものですから、事務局から何かあれば、教えてもらいたい。

(事務局)

特に言葉を定義していることはないとは思いますが、市民活動団体というのは様々なところでも使われている、一般的な言葉になるものですから、いきなりこの地域活動団体という新しい言葉に置き換えて、それを一から説明するよりも、この条例改正はこれで最後ではありませんので、次に向けて、そういう意見があって、そういう考え方をこれから広めていきたい、制度化していきたいということであれば、またそれを対話で進めていったらいいのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。他にありますか。もしもないようでしたら、今日お出しいただきましたご意見と、それからパブコメで出てくるご意見を対応していただいて、前文のつくり込みを進めていただければと思います。それともうひとつ、先ほどご意見が出てきたのですが、この条例の名称ですが、これはなかなか難しいですが、ワークショップの中で投票していただいた結果が、解説書の表紙に1位から5位まで出ています。こちらにつきましても委員の皆様のお心象をお聞きしておきたいのですが、いかがですか。

(委員)

これは実際ワークショップに参加した中で、この順位を見て、今もって悩んでいます。どれもいいなという思いと、あまり長くしてはいけないとか、様々なところを感じていますが、やはり、全部は入らないですね。恐らく前提条件があると思いますので、私の中では「未来へ」というような、先が条例の名前だけで想像できるというところは、ぜひ残したいなと思っていて、例えばこの1位、2位、3位を何となくくっつけて、例えば「未来へ続け、みんなの磐田まちづくり条例」だとか、そんな感じで、やはり、みんなが主役とか、未来とか、その辺が含まれているといいと思いました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。新しい案ですね。

(委員)

いろいろ入れ込むと、すごく長くなると思いますので、私は2位の「みんなが主役のまちづくり条例」がいいと思っています。なぜかというと、市民活動の世界でいくと、「市民が主役」という言葉をずっと使ってきたわけです。先ほど市民という言葉にもこだわるかもしれないのですが、子供から高齢者まで考えると、「みんなが主役」という言葉が1番意識してもらえる。自分だったら何ができるかというところで、関心を持ってもらえるという、意識づけの部分がすごく大事かと思いますので、私は2位に気持ちを寄せています。1位だと展望はありますが分かりにくいところがある感じがします。以上です。

(委員)

「みんな」というところですが、市民の皆さんを「みんな」というとらえ方もあると思うのですが、この「みんな」というのが、個人だけではなくて団体にも当てはまると思います。地域づくり協議会だとか自治会だとか事業者だとか、そういった意味でも、市に関わる「みんな」がこのまちを自分事として捉えて、この条例を意識すると、今後のまちづくりに活かしていくということが、とても大事だと思いますので、そういった意味合いでも、「みんな」という文言があったほうがいいと思いました。この先、「未来に」というところも、とても大事なことだと思いますので、結論からすると1位と2位を足してみたいな話になってしまうのですけれども、「みんな」という言葉の意味合いを、つけ加えればという発言をさせていただきました。

(委員)

ファシリテーターのリードで、様々な意見が出されて、こういう具合にまとまっていることが、これはとてもすごいことだと私は思います。だから、この中で1個だけ選ぶのはもったいなく思える。つなげるのではなくて、ニックネームを付けることが出来るのであれば、それもありだと感じました。

(委員長)

今おっしゃったように、他のまちでも条例の正式名称と通称名を作っているところがあります。ですから、そういうやり方も十分あります。それはまた皆さんのご意見を聞いてやっていくことになると思います。他にはどうですか。

(委員)

委員長が言われたように通称と正式名称ということだと、「繋がろうよみんなが主役のまちづくり条例」がいいと思いました。繋がって、みんなが一生懸命やってもらえるという意味で、これは正式名称ではなく、括弧書きの補足のようなものでもいいのではないかと感じました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。もうここまで来たら、皆さんの思いをどんどん入れ込んでいくしかないかと思いますが、おそらく市の例規などから、ここはこうでなければ困るなどの指摘があると思いますが、それはやはり委員会としての思いを伝えるということは当然あり得るだろうと思います。私もあるところで、条文そのものを「ですます調」にしてほしいという意見が出たところもありましたけれども、結構例規のハードルは高いです。やはり、条例である以上は「である調」でないといけないと言われてしまって、でも、やはり市民がつくる、一緒につくった条例だから、「ですます調」のほうがいいのではないかといい張ったのですが、結局駄目でしたが、その辺りはこちらの思いとして、市へ伝えていくということはあるのではないかと感じておりましたので、正式名称と通称名もあわせてセットでお出しするということができるのではないかと思います。ほかに何かありますか。ワークショップのご意見に加えて、委員会でご検討いただいたものをセットにして、考えていただくということもいいと思います。その辺りですね1位から3位のキーワードをうまくセットして、市民の皆さんの思いを持った条例の名前にするというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。解説書について、言い忘れたことがありましたら、事務局に書面で出していただくと大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ひとつ目の議事は以上とさせていただきます、ふたつ目のパブリックコメントの実施につきまして、事務局からご説明いただければと思います。

(事務局)

資料の9ページ目をご覧ください。パブリックコメントの実施期間ですが、12月1日から12月31日まで、市民から意見を募集していきます。いわたまちづくりワークショップにおきましても、周知していくための手段として、広報いわたの活用、説明会の開催等の意見がございましたので、パブリックコメントの初日にあわせて条例案説明会の開催をご提案させていただきます。

主催は市、委員会と市民活動センターによる共催としまして、日時については先ほども言いましたとおり12月2日土曜日、14時から15時30分までの1時間半、会場はワークピア磐田の多目的ホール、市民へのお知らせの方法につきましては、広報いわた11月号の市からのお知らせ1ページに、本日の資料の10、11ページの内容を集約した形で作成をお願いしているところです。ワ

ワークピア磐田の多目的ホールは200名ぐらいの収容が可能ですので、当日入り切れないということはおそらくないと思いますが、「直接会場にお越しく下さい」とお知らせをしようと考えております。当日の流れにつきましては、初めに事務局のほうから15分程度で、条例改正までの流れや条例案の概要を説明した後、委員等にご登壇いただいて、70分程度の意見交換や感想を述べていただくお時間にはいかがかと思っております。ファシリテーターにはその意見交換や感想を聞き出す進行役をお願いし、登壇者は大体5名から6名程度、登壇者の候補としましては、市民ファシリテーター、いわたまちづくりワークショップの参加者、条例策定検討委員会のどなたか、市民活動センター長にご登壇いただければいかがかと考えているところです。それぞれの視点でご感想がいただけるのではないかと思います。説明は以上となりますようしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。パブリックコメントの実施については12月の1か月間ですね。31日までということは、パブコメの入れ方はメールということですね。

(事務局)

グループフォームのようなフォームがございまして、QRコードで周知していきます。窓口提出については、12月28日、17時までに窓口提出をお願いします。様々な受け付け方を予定しておりますので、メールでしたらもちろん31日まで受け付けられます。

(委員長)

分かりました。こういった形で、パブリックコメントの期間中に条例案の説明会を開催したらどうかというご意見があったということで、事務局のほうで計画をされたということです。この画期的なところは、市とそれから市長から委嘱されております我々、市民の皆様によって構成されるこの条例策定検討委員会が、実際に関わるといこと、それからさらに、市民の方々が、よりどころとしている市民活動センターが主催するということで、非常に良いことだと私は感じました。ワークピア磐田の多目的ホールで開催するということで、内容も条例改正までの流れや、条例案の概要説明、そして登壇者による意見交換、感想などで構成されるということになっておりまして、これはぜひやったほうがいだろうなとも思います。と言いますのも、パブリックコメントというのは、特にこういう条例の類いのものは意見が出てきません。ですから、ある程度、市民の皆様に説明をしていただいたうえで、対応していくということが大事でしょうし、交流センターを通して呼びかけていただくということもすごく大事だろうというふうに思いますので、できれば多くの方々からご意見をいただきたいと思います。この件について、何かご意見があるようでしたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

2点ありまして、先ほど事務局から申込みは特に必要なく、当日来てもらえばよいという話がありましたが、広報いわたの11月号原稿案の1番下のところに申込みのQRが載っているのですが。

(事務局)

この資料は、早い時期に作成しておりまして、以前は申込みフォームをつくって申込状況を全て確認したほうが良いと思っていたのですが、そうすると、申し込むことが手間だという人も出てくるだろうと考え、1人でも多くの方が参加しやすいように、当日会場にお越しくださいに考えて直しました。

(委員)

分かりました。もう1点が、このパブコメ初日の説明会の広報について、広報いわた11月号に載せるということなのですが、先ほど私からお話しさせてもらった、中学生とか子育て世代が、この広報いわたをどれだけ見ているのかということもあると思います。回覧版に入っていて、各家庭に配られると思うのですが、見ない人も多いと思います。それであれば、前回のワークショップのときに、この条例を広げるために必要なことはということで、発信方法だとか発信場所だとか、せっかく皆さんからご意見いただいているので、広報いわた以外の、もう少しターゲットにリーチするような方法、例えばSNSやラジオやテレビかわからないですが、その辺りもご検討いただけるとありがたいと思います。

(事務局)

承知しました。SNSなども活用してみたいと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

今の話はお金がかかる場所もあるかもしれないし、様々なツールがあると思いますので、そちらは市に任せる部分もあるのですが、実は1番大事なことは、私たち自身が、身近な方、所属している団体の皆さんに、このことを伝えていかなくてはいけないという大きな役割があると思います。ですから、12月2日はパブリックコメントのキックオフだよ、少し関心を持ってね、みたいなことが、そのあとのパブリックコメントへの意見に反映されると思います。センターに来る方々は、団体が多いですが、とにかくこれがあるから覗いてね、何か一言でもいいからという声掛けをやってきました。ここにいる皆さんは、やはりその役割もあると思います。ご自分が所属しているところ、あるいは関わりのあるところをお願いをしていくことが、この条例に関心を持つ初めの一歩だろうと思いますので、そんなことをやっていくことが一番いいのではないかと。以上です。

(委員長)

やはり口コミで広めることはすごくいいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

他にどうでしょうか。

(委員)

ワークピア磐田に来ていただける方は、お知らせを見て「よし行って見よう」という段階で、相当アンテナが高いというか、前向きな方だと思います。そういう前向きな方に来てもらって、そこから広がっていくというのは理想的だと思うのですが、その一方で、こういうことをやっていたと、初めて知る方がいてもいいと思うし、それも大事だと思います。例えば、各学校の校長先生であるとか、PTAの本部役員さんであるとか、子供会であるとかに対して、各1名ずつ出してほしい、強制はしないので出してくれと参加要請文書を送りつけることで、それらの団体の方が、こういうことをやっていることを知ってもらうだけでも、効果はあるのではないかと思います。実際にアンテナが高い人は、市民の総数からしたら1%、人数からしたらいないのではないかと思いますところがあるので、全くこの情報に触れない、知らなかったという方に対して、ピンポイントで案内をすることを、ご検討願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

先ほど中学生などにどうやってこの条例のことを知らせていくかと言ったときに、地域の中で中学生や高校生が、どうやって地域づくりの活動の中に参画していくかというところがポイントで、それが繋がって、これにはこういう意味があるということ、現場で伝えていくことが、すごく大事なことはないかと。私は社会教育委員でもあるので、いつもそれを思っています。それから考えますと、学校と言っても校長先生、教頭先生、職員もそうですが、スクールコーディネーターとかスクールディレクターの方々に、このことに関心を持ってもらうこともすごく大事なことで先ほど思いましたので、そんな働きかけをして、1人でも来てくださればと思っています。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。パブコメのキックオフに、様々な方々が参加していただくとうごくありがたいことなので、ぜひ様々なところで声掛けをしていただけたらありがたいと思います。

他に何かありますか。

それでは、この件につきましてもよろしくお願いいたします。先ほどご紹介しましたように、登壇者には、委員の皆様、あるいは、市民ファシリテーター、まちづくりワークショップの参加者とか、いろいろと想定がされておりますので、もし登壇してもいいとお考えがありましたら、事務局まで耳打ちしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に今後のスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料の13ページ目をご覧ください。細かいカレンダーから抜粋して、こちらにまとめてございます。本日10月27日の委員会以降、11月15日に配布される広報いわたの11月号におきまして、条例改正やパブリックコメントについての周知をしております。先ほどの記事のとおり12月31日までの30日間、意見募集を行いまして、12月2日に説明会を開催します。年が明けて1月26日金曜日、13時30分からは、第12回条例策定検討委員会を開催して、パブリックコメントにより集まった意見を踏まえて、条例最終案を検討していただくということになります。この日は、委員長を除く委員のみで検討をしていただきまして、検討の結果につきましては、その次の委員会において、全員で合意形成をしていただく、そんな予定であります。合意形成する第13回条例策定検討委員会は、3月27日水曜日、10時からとなります。この日は委員長をはじめ、全員で合意形成をいただいた後に、公室へ移動していただいて、条例案を市長に提出していただき、委員会を振り返りながら、懇談などをしていただけたらと考えております。そして、3月末をもちまして、委員の皆様様の任期は満了となります。その後、条例案は5月の例規審査委員会を経て、6月の市議会定例会に上程されることとなります。よって、委員の皆様にご協力をいただきたい日につきましては、赤い文字、アンダーラインが引いてある日となりますので、ご予定を何とぞよろしく願いいたします。説明は以上となります。

(委員長)

ありがとうございました。今後のスケジュールについては今ご説明いただいたとおりですが、何かこの件につきまして、ご質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、12月2日の条例案説明会を皮切りにいよいよ本格的に市民の皆様と対話するということに入っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。1月26日が次回の条例策定検討委員会ということになりますので、ご承知いただければと思います。ありがとうございました。

この条例案の検討も3年以上が過ぎたわけですが、いよいよ大詰めになりまして、あともう少しですので、何とぞよろしく願いいたします。

何か全体を通してご意見、ご質問はありますでしょうか。それでは、本日も皆様のご協力のもとに会議を円滑に進めさせていただくことが出来まして、ありがとうございました。本日の議事は以上ということになりますので、進行を事務局にお返しさせていただきます。

(事務局)

ご協議ありがとうございました。

以上をもちまして、第11回条例策定検討委員会を閉会いたします。